

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
附則		附則	
<p>（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う自己資本規制比率に係る経過措置）</p> <p>第四条 この府令の施行の際現に改正法第四条の規定による改正前の商品先物取引法第九十条の許可を受けている者が新金融商品取引法第二十九条の登録又は新金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録（新金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業のうち同項第一号の二及び第五号に掲げる行為に係る業務のみを行うためのものに限る。）を受けようとする場合又はこれらの登録若しくは変更登録を受けた場合における新金融商品取引業等に関する内閣府令第七十七条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		<p>（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う自己資本規制比率に係る経過措置）</p> <p>第四条 この府令の施行の際現に改正法第四条の規定による改正前の商品先物取引法第九十条の許可を受けている者が新金融商品取引法第二十九条の登録又は新金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録（新金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業のうち同項第一号の二及び第五号に掲げる行為に係る業務のみを行うためのものに限る。）を受けようとする場合又はこれらの登録若しくは変更登録を受けた場合における新金融商品取引業等に関する内閣府令第七十七条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
第一号	一 固定資産（その他 有価証券のうち、次	第一号	一 固定資産（その他 有価証券のうち、次
	次に掲げるもの		次に掲げるもの

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔略〕

に掲げるものを除く
。）

〔イ〜ハ 略〕

へ
〔略〕

ホ
繰延税金資産

〔同上〕

に掲げるものを除く
。）

〔イ〜ハ 同上〕

へ
〔同上〕

ホ
繰延税金資産（
固定資産に属する
資産に関連するも
のに限る。）